

UR賃貸住宅敷地内における
屋外広告物掲出の手引き

UR都市機構（第3稿）

令和2年5月

（令和5年10月一部改）

はじめに

当機構（以下「UR」と言います。）の業務につきましては、日頃からご理解、ご協力を賜りありがとうございます。

広告代理店の皆様から「UR賃貸住宅の敷地に広告を出したい」とのご要望をいただいているところです。

当機構では、賃貸住宅の敷地を広告発信の場としてご活用いただくために「UR賃貸住宅敷地内における屋外広告物掲出の手引き」を平成29年7月よりご案内しているところですが、今般、対象団地の一部見直しとともに、ご説明文の改定を行いました。

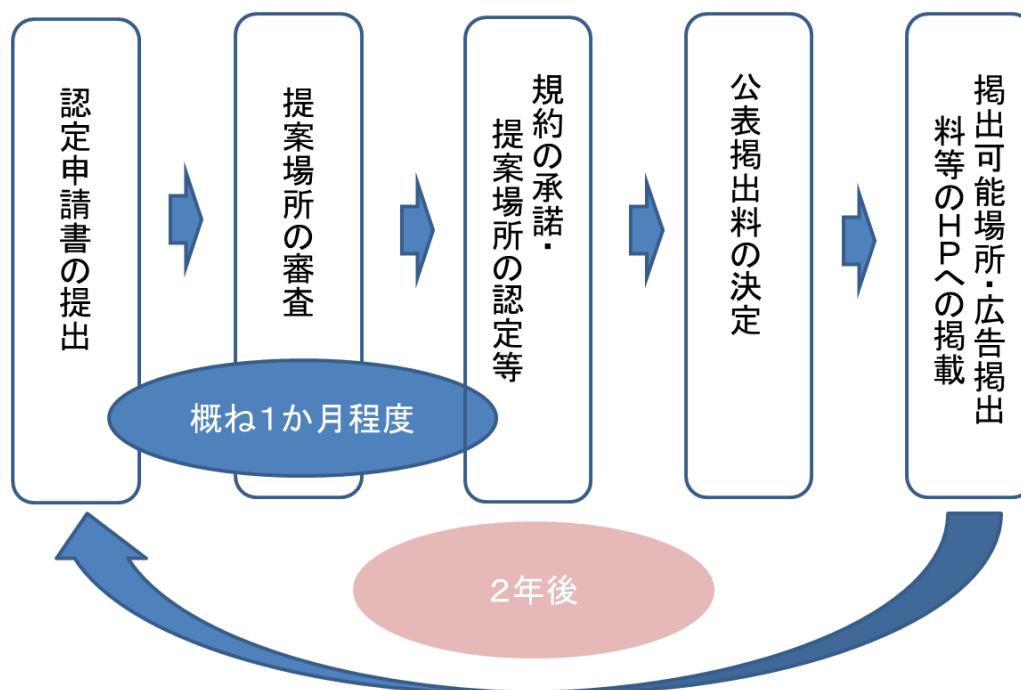
本手引きをご参照の上、屋外広告物の掲出については是非ご検討いただきますようお願い申し上げます。

令和2年5月
独立行政法人都市再生機構
住宅経営部

別紙一覧	
別紙1	屋外広告物指定広告代理店認定申請書
別紙2	屋外広告物の掲出に係る提案書
別紙3	屋外広告物掲出協議対象団地 《令和5年10月一部改》
別紙4	屋外広告物指定広告代理店認定書 屋外広告物指定広告代理店認定書 別添
別紙5	UR賃貸住宅団地内における屋外広告物の掲出又は表示に係る取扱規約
別紙6	UR賃貸住宅敷地における広告の掲出について
別紙7	屋外広告物掲出届出書
別紙8	屋外広告物の掲出について（承諾）
別紙9	屋外広告物の掲出に関する契約書
別紙様式1	屋外広告物自己点検報告書
別紙様式2	屋外広告物掲出変更届出書
別紙様式3	屋外広告物変更承諾書
別紙10	屋外広告物掲出変更届出書
別紙11	屋外広告物変更承諾書
別紙12	屋外広告物の掲出追加提案書
別紙13	屋外広告物自己点検報告書

1 屋外広告物の指定広告代理店認定

UR賃貸住宅の敷地内に屋外広告物（野立て看板または地面に固定されているフェンスに設置する広告幕を想定しています。）を掲出するためには、あらかじめURから屋外広告物の指定広告代理店としての認定を受けていただく必要があります。



(1) 指定広告代理店として認定を受けるには

指定広告代理店として認定を受けることを希望される場合は、URの一般競争参加資格審査である「物品購入等の契約に係る競争参加資格」の業種受付区分のうち、「役務提供」（広告）の資格を有すると認定されていることが前提となります。

物品購入等の契約に係る競争参加資格の審査申請については、URのホームページ（<https://www.ur-net.go.jp/order/info.html>）をご覧ください。

(2) 屋外広告物指定広告代理店認定申請書等の提出

屋外広告物指定広告代理店認定申請書（別紙1）に必要事項を記載し、申請に必要な書類とともに9ページ「担当部署一覧」に記載の部署へご提出ください。

その際、屋外広告物の掲出に係る提案書（別紙2*¹）により、屋外広告物掲出場所の提案（3か所以上*²）をしてください。また、掲出場所ごとに、周

辺の取引事例を調査の上、ご提出ください（任意様式*³）。

なお、対象団地は、屋外広告物掲出協議対象団地（別紙3*⁴）に限ります。
対象団地であっても、法令上の制限等により屋外広告物を設置できない場所
を含む場合がありますのであらかじめご承知おきください。

（1）に記載の競争参加資格の認定を受けていることに加え、ご提案いただいた屋外広告物掲出場所が、URにおいてUR賃貸住宅の管理上、事業計画上又は景観保護上等の観点（以下「管理上等の観点」といいます。）から、屋外広告物を掲出しても支障がないと判断されることが、指定広告代理店認定の条件となります。

なお、ご提案いただいた屋外広告物掲出場所において、既に他の指定広告代理店や団地内で賃貸施設（店舗等）を営業している方の広告掲出のお申込みをいただいている場合、提案を変更していただく場合があります。

- * 1 様式にしたがって、住所や団地名のほか、立看板・広告幕など想定される広告の種類を記載してください。なお、広告は原則として野立て看板又は地面に固定されているフェンスに設置する看板とします。
- * 2 同一団地内でも、場所が離れている場合は異なる場所としてご提案いただくことも可能です（個別にご相談ください。）。ただし、関連法令及び各公共団体で定めている屋外広告物条例（用途地域による制限や総量規制等）に留意して提案してください。
- * 3 周辺の取引事例は、2か所以上を必須とします。取引事例は、原則として同一駅勢圏の近隣地域の事例で、募集中のもの又は取引後概ね半年以内のものに限ります。なお、様式は問いません。
- * 4 9ページに記載の「担当部署一覧」をご参照のうえ、対象団地を管轄する本部又は支社宛てにそれぞれご提案いただきますようお願いいたします。

申請に必要な書類

1	競争参加資格認定通知書（写）	*
2	屋外広告物指定広告代理店認定申請書	別紙1
3	屋外広告物の掲出に係る提案書（3か所以上）	別紙2
4	周辺の取引事例	任意様式

* 競争参加資格申請受理票（写）でも可。ただし、競争参加資格が認定されるまでは、2の手続を進めることはできません。

(3) 申請書類の審査

申請書類については、UR賃貸住宅の管理上等の観点からUR内で審査を行い、原則として申請から概ね1か月程度で審査結果を通知いたします。ただし、申請の内容により、さらに審査期間が必要となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(4) 指定広告代理店としての認定及び規約の承諾について

審査の結果、指定広告代理店として認定する場合は、屋外広告物指定広告代理店認定書（別紙4）をお渡しします。その際、規約（別紙5）に同意いただいていることが条件になります。

なお、指定広告代理店としての認定期間は2年となります。

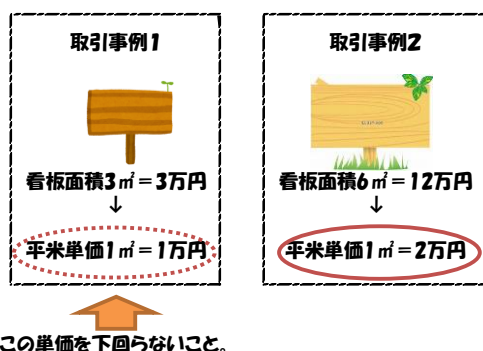
認定期間が終了した後も、引き続き指定広告代理店としての認定を希望される場合は、(2)と同様の手続きが必要となります。ただし、当該2年間に屋外広告物掲出の実績があり、再認定に特段の支障がないとURが判断した場合は、競争参加資格認定書（写）と屋外広告物指定広告代理店認定申請書の提出のみで再認定を受けることができます。

- * 規約にご承諾いただいてから6か月経過後に広告物の掲出又はその予定がない場合は、他の指定広告代理店による広告掲出又は別の用途での利用をさせていただく場合もございますのであらかじめご了承ください。

(5) 掲出料について

指定広告代理店として認定され、規約に同意いただいた後に掲出料を決定いたします。

掲出料は、原則として、ご提出いただいた掲出場所ごとの周辺の取引事例（周辺の取引事例が入手できない場合は、類似の取引事例も可とします。）の広告物の平米単価のうち、最低の単価を基に算出した掲出料を下回らないものとします。



URにおいて決定した掲出料に指定広告代理店の手数料相当額（掲出料の15%を超えないものとしします。）を加算した金額を、広告主（広告掲出の依頼元）を募集する際の公表掲出料とします。公表掲出料には、看板設置工事に伴う費用及びデザイン料等の設置に伴う費用並びにそれらに係る手数料は含みません。

なお、URは掲出工事に係る費用等について一切負担しません。

$$\begin{array}{ccc} \boxed{\begin{array}{c} \text{URにお支払い} \\ \text{いただく掲出料} \\ \text{(a)} \end{array}} & + & \boxed{\begin{array}{c} \text{指定広告代理店の} \\ \text{手数料相当額} \\ \text{(a)の15\%以内} \end{array}} & = & \boxed{\begin{array}{c} \text{公表掲出料} \\ \text{(HPに掲載)} \end{array}} \end{array}$$

(6) 屋外広告物指定広告代理店としてのPR

URのホームページ内で、指定広告代理店としてご紹介いたします。

また、掲載可能場所・公表掲出料（指定広告代理店の手数料相当額を含む掲出料）についても併せて公表します。

指定広告代理店ご自身でPRしていただくことも可能ですが、事前に9ページに記載の担当部署までご連絡ください。場合によってはPR内容等について変更をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

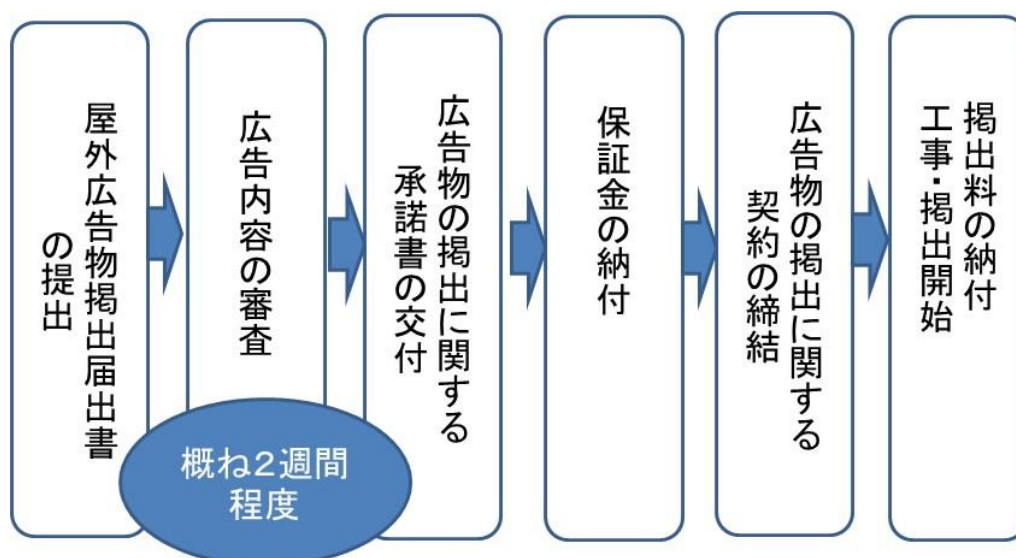
なお、広告主の皆様にも理解を深めていただくため、URのホームページ内に「UR賃貸住宅敷地における広告の掲出について」及び「よくある質問」（別紙6）を掲載します。

2 屋外広告物を掲出しようとする場合

屋外広告物掲出までの流れは以下のとおりです。

なお、所管行政庁の定める関連法令等並びに各公共団体で定めている屋外広告物条例（用途地域による制限や総量規制等）に抵触しないか、必ずご確認ください。さらに、屋外広告物を掲出するために必要な各地方公共団体への届出や登録等は、指定広告代理店において必ず行ってください。

屋外広告物に掲載できる広告に関する基準は、別紙5「UR賃貸住宅団地内における屋外広告物の掲出又は表示に係る取扱規約」第7条の定めによるほか、掲出団地が存する地方公共団体が保有する資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲出することに関して定めている広告掲載基準に準じます。



(1) 屋外広告物掲出届出書の提出等について

広告主が決まった場合は、9ページに記載の担当部署に屋外広告物掲出届出書（別紙7）を提出してください。URにおいて届出内容を審査の上、管理上等の観点から支障がないと判断された場合には、屋外広告物の掲出に係る承諾書（別紙8）を交付します。

審査期間は概ね2週間程度を見込んでおりますが、届出内容によっては審査に時間がかかる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(2) 掲出期間について

掲出期間は、原則として、3年を超えない期間とします。（1か月単位でお選びいただけます。）

なお、掲出期間が満了する日の30日前までに指定広告代理店及びUR又はその一方からなんらの申出がないときは、掲出契約は、同一条件で更新されるものとし、掲出料は改定される場合があります。

掲出契約の更新にあたっては、掲出場所における周辺の取引事例を、1(2)*3の記載と同じ条件でご提出いただく場合がございます。

(3) 屋外広告物の掲出に関する契約の締結について

工事日が確定しましたら、屋外広告物の掲出に関する契約(別紙9)(以下「掲出契約」という。)を締結していただきます。掲出料(上記1(5)で決定した、公表掲出料から手数料相当額を差し引いた額)は掲出契約で定めるものとし、URにお支払いいただきます。なお、掲出料は契約締結日から発生します。

また、指定広告代理店と広告主との契約書若しくは領収書の写し又はその他任意の様式で広告主がお支払いされる掲出料が確認できる書類をご提出いただく場合があります。

(4) 保証金及び掲出料の支払について

掲出料とは別に保証金5万円(ただし、屋外広告物の上端が接地面から5m以上となる高所の場合は10万円とします。)を上記2(3)記載の掲出契約締結までにお支払いください。

掲出料は、掲出期間分総額をまとめて掲出契約締結日から1か月以内に、更新の場合は更新後の契約が開始される日までに、それぞれお支払いください。

(5) 工事の開始にあたって

工事に際しては、掲出工事開始日の約2週間前までに団地を管理する住まいセンター等及び管理サービス事務所に工事日程等をご連絡いただくとともに、現場管理等について指示がある場合にはご協力をお願いいたします。

(6) 意匠を変更する場合

意匠を変更する場合は、9ページに記載の担当部署に屋外広告物掲出変更届出書(別紙10)を提出してください。UR賃貸住宅の管理上等の観点から支障がないと判断された場合には、屋外広告物変更承認書(別紙11)を交付します。

(7) 提案場所以外に屋外広告物の掲出を希望する場合

随時受付けておりますので、事前に9ページに記載の担当部署にご相談の上、周辺の取引事例を添えて掲出追加提案書（別紙12）をご提出ください。審査の上、掲出の可否を判断させていただきます。

なお、既に認定を受けている本部及び支社の管轄団地にあつては、1か所からの提案が可能です。

（8）定期点検について

屋外広告物を掲出後、原則として野立て看板は1年ごと、広告幕は3か月ごとに自己点検を行い、点検後1か月以内に別紙13にて点検結果及び異常があった場合の改善の概要をURに報告ください。

（9）掲出契約の途中解約について

途中解約の申出のあった日の属する月の翌月末に、掲出契約は終了するものとします。

指定広告代理店様から途中解約の申出があった場合は、既に受領した掲出料は返還しません。ただし、URの責めに帰する事由によってURからの申し出により途中解約した場合は、残期間分の掲出料を返還し、屋外広告物の撤去及び原状回復に要する費用を負担いたします。

3 屋外広告物の掲出を終了する場合

掲出契約に基づく契約期間終了日（途中解約の場合は掲出契約が終了する日）から3か月以内に、広告物を撤去し原状に回復していただきます。屋外広告物の撤去に際しては、撤去工事開始日2週間前までに団地を管理する住まいセンター等及び管理サービス事務所に工事日程等のご連絡をお願いします。

なお、契約期間終了後、広告物を撤去するまでの間に新たな広告の掲出が決まった場合は、改めて屋外広告物の掲出に関する契約書（別紙9）を締結させていただきます。

原状回復が確認できましたら、2（4）の保証金を返還します。契約期間終了日までに広告物の撤去・原状回復がなされなかった場合は、URで原状回復工事を行います。その場合、お預かりした保証金は返還いたしません。

また、URによる原状回復工事に要した費用が保証金の額を超えた場合は、その超えた部分についてお支払いいただきます。

以 上

担当部署一覧

本部等	担当部署	連絡先 (電話番号)	管轄団地の所在地
東日本賃貸住宅本部	住宅経営部 管財課	03-5323-3563	茨城県、埼玉県、 千葉県、東京都、 神奈川県
中部支社	住宅経営部 収納管財課	052-238-9228	岐阜県、静岡県、 愛知県、三重県
西日本支社	住宅経営部 管財課	06-4799-1062	滋賀県、京都府、 大阪府、兵庫県、 奈良県、広島県
九州支社	住宅経営部 収納管財課	092-722-1297	山口県、福岡県、 熊本県、鹿児島県

屋外広告物指定広告代理店認定申請書

独立行政法人都市再生機構

〇〇支社長 殿

(申込者)

私は「UR賃貸住宅団地内における屋外広告物の掲出又は表示に係る取扱規約」に記載されている内容を承知の上、必要書類を添えて屋外広告物指定広告代理店としての認定を申請します。

申込者	法人等名称	
	代表者	
	住所	
	担当部課・担当者	
	電話番号	

添付書類

(1) 競争参加資格認定通知書の写し

* 競争参加資格審査認定申請書を提出済みであり、必要な資格を有する者と認められることを条件に本申請書を提出する場合は、競争参加資格申請受理票の写しを添付するものとする。

(2) 本支店・営業所等の所在地を証する書類（登記事項証明書又は会社案内の写しで可）

屋外広告物の掲出に係る提案書

番号	1
住所	
団地名	

掲出場所、広告の種類、寸法及び重量等

掲出場所を具体的に記載するか、掲出場所の写真を貼付し、場所が特定できるように記載して下さい。また、広告の種類（立看板・広告幕^(※)）、寸法及び重量等の記載をお願いいたします。

(※) 広告幕については、地面に固定されているフェンスに設置する広告幕に限ります。

※掲出場所ごとに、周辺の取引事例を調査の上、ご提出ください。取引事例は、原則として近隣地域の事例で、募集中のもの又は取引後概ね半年以内のものに限ります。なお、様式は問いませんが、掲出場所及び掲出料が明記されたものに代表者印又は代理人印を押印してください。

屋外広告物掲出協議対象団地(令和5年10月時点)

(注1)屋外広告物掲出のご提案にあたっては、設置場所、広告面のサイズ、内容等が関連法令及び各自治体の条例等に抵触しないかを必ず事前にご確認ください。

(注2)これらの団地への掲出について協議の結果、UR賃貸住宅の管理上、事業計画上、または景観保護上等の観点から、屋外広告物を設置できない場合もございますので、あらかじめご了承ください。

団地名	住所 (都道府県)	住所 (市町村)	用途地域	管理戸数 令和4年度末 時点
アクティ佐貫	茨城県	龍ヶ崎市	1住、近商	207
取手井野第二	茨城県	取手市	1住	110
つくば・さくら	茨城県	つくば市	商業	159
つくば・春日	茨城県	つくば市	近商	134
つくば松代四丁目第二	茨城県	つくば市	近商	39
竹園	茨城県	つくば市	近商	136
つくば・並木四丁目	茨城県	つくば市	近商	94
北大宮	埼玉県	さいたま市北区	1住	30
コンフォール大宮植竹	埼玉県	さいたま市北区	1住	310
コンフォール西本郷	埼玉県	さいたま市北区	1住	491
アーベイン大宮	埼玉県	さいたま市北区	1住	588
コンフォール本郷町	埼玉県	さいたま市北区	1中高	138
大宮公園駅前ハイツ	埼玉県	さいたま市大宮区	1住、近商	127
大宮大和田	埼玉県	さいたま市見沼区	1中高	30
アーバンみらい東大宮東一番街	埼玉県	さいたま市見沼区	2中高	520
アーバンみらい東大宮西一番街	埼玉県	さいたま市見沼区	2中高	195
アーバンハイツ与野	埼玉県	さいたま市中央区	1中高	142
コンフォール与野本町西	埼玉県	さいたま市中央区	1住	101
田島	埼玉県	さいたま市桜区	1中高	1,906
コンフォール領家	埼玉県	さいたま市浦和区	2中高	102
浦和白幡	埼玉県	さいたま市南区	準工	337
浦和別所ハイツ	埼玉県	さいたま市南区	2中高	203
南浦和第二	埼玉県	さいたま市南区	1中高	59
南浦和第三	埼玉県	さいたま市南区	1中高	40
うらわーいストシティけやき街	埼玉県	さいたま市南区	2中高	324
武蔵浦和駅前ハイツ	埼玉県	さいたま市南区	2住	94
うらわーいストシティひのき街	埼玉県	さいたま市南区	1中高	30
コンフォール南浦和	埼玉県	さいたま市南区	1中高	1,357
うらわーいストシティかえで街	埼玉県	さいたま市緑区	1中高、2中高	140
アクティ川越	埼玉県	川越市	1住	110
川越いせはらリバーサイド貳番街	埼玉県	川越市	1中高	83
アーバンハイツ南前川	埼玉県	川口市	2住	43
エルハイツ末広	埼玉県	川口市	2住	50
パークハイツ中青木	埼玉県	川口市	準工	54
飯塚四丁目ハイツ	埼玉県	川口市	準工	30
アーバンハイツ飯塚三丁目	埼玉県	川口市	準工、商	154
リバピア川口青木	埼玉県	川口市	準工	230
コンフォール東鳩ヶ谷	埼玉県	川口市	1中高	401
コンフォール西鳩ヶ谷	埼玉県	川口市	1住、地区計画	105
所沢パークタウン駅前通り	埼玉県	所沢市	2住、近商	842
所沢パークタウン公園通り	埼玉県	所沢市	1住	360
所沢パークタウン並木通り	埼玉県	所沢市	2中高、1住	778
所沢パークタウン駅前プラザ	埼玉県	所沢市	1住、近商	332
プラザシティ新所沢けやき通り	埼玉県	所沢市	1住、1中高、2住	1,046
プラザシティ新所沢緑町第二	埼玉県	所沢市	1中高	102
プラザシティ新所沢緑町第三	埼玉県	所沢市	2住	281
プラザシティ新所沢けやき通り第三	埼玉県	所沢市	1住	271
プラザシティ新所沢駅前	埼玉県	所沢市	商業	66
武里	埼玉県	春日部市	1中高、2中高、1住、商	4,941
春日部小淵	埼玉県	春日部市	準工	230
武里第二	埼玉県	春日部市	1中高、1住	100
狭山台	埼玉県	狭山市	1中高、2住、近商	1,843

団地名	住所 (都道府県)	住所 (市町村)	用途地域	管理戸数 令和4年度末 時点
パークシティ鴻巣駅前プラザ	埼玉県	鴻巣市	1中高	385
パークシティ鴻巣駅前プラザ第二	埼玉県	鴻巣市	1中高	400
原市	埼玉県	上尾市	1中高、準住	1,582
尾山台	埼玉県	上尾市	1中高、1住	1,759
西上尾第一	埼玉県	上尾市	1中高	3,202
西上尾第二	埼玉県	上尾市	1中高	2,984
西上尾第二-2	埼玉県	上尾市	1中高	40
グリーンアベニュー谷塚	埼玉県	草加市	1中高	230
コンフォール草加	埼玉県	草加市	2中高	549
コンフォール松原	埼玉県	草加市	1中高、1住	3,050
せんげん台パークタウン四番街	埼玉県	越谷市	1中高、2住	345
せんげん台パークタウン三番街	埼玉県	越谷市	1中高、2住	395
ペアハイツ越谷	埼玉県	越谷市	1住、1中高	156
アーバンラフレ戸田	埼玉県	蕨市	工業	233
戸田	埼玉県	戸田市	1中高	445
入間黒須	埼玉県	入間市	1中高、準住	204
入間豊岡	埼玉県	入間市	1住	194
入間駅前プラザ	埼玉県	入間市	1中高、1住	378
朝霞浜崎	埼玉県	朝霞市	1中高、2中高	975
朝霞膝折第二	埼玉県	朝霞市	1住	96
コンフォール東朝霞	埼玉県	朝霞市	1住	485
西大和	埼玉県	和光市	1中高、1住	1,309
西大和第二	埼玉県	和光市	1中高	84
デュブレ西大和	埼玉県	和光市	1中高	67
新座	埼玉県	新座市	1中高	1,196
新座ハイツ	埼玉県	新座市	1中高	50
パークタウン若宮	埼玉県	桶川市	1中高	356
ビュータワーおけがわ	埼玉県	桶川市	商業	256
わし宮	埼玉県	久喜市	1中高、1住	2,516
久喜青葉	埼玉県	久喜市	1中高、1住、近商	1,549
北本	埼玉県	北本市	1中高、1住	2,093
八潮	埼玉県	八潮市	1住	941
アルビス鶴瀬	埼玉県	富士見市	1中高	384
コンフォール鶴瀬	埼玉県	富士見市	1中高	617
みさと	埼玉県	三郷市	1中高	6,735
三郷早稲田パークハイツ	埼玉県	三郷市	1中高	487
三郷早稲田パークハイツ第二	埼玉県	三郷市	1中高	85
北坂戸	埼玉県	坂戸市	1中高、2住、近商	3,124
東坂戸	埼玉県	坂戸市	指定なし	1,411
北坂戸駅前ハイツ	埼玉県	坂戸市	商業	124
若葉駅前ハイツ	埼玉県	坂戸市	近商	99
北坂戸駅前第二ハイツ	埼玉県	坂戸市	商業	82
幸手	埼玉県	幸手市	1中高、1住	3,022
若葉台	埼玉県	鶴ヶ島市	1中高、2中高	472
パールハイム若葉	埼玉県	鶴ヶ島市	2中高	100
かわつるグリーントウン新鶴	埼玉県	鶴ヶ島市	1中高	309
かわつるグリーントウン松ヶ丘	埼玉県	鶴ヶ島市	1中高	570
かわつるグリーントウン松ヶ丘第二	埼玉県	鶴ヶ島市	1中高	60
コンフォール若葉	埼玉県	鶴ヶ島市	2中高、2住	90
こま川	埼玉県	日高市	2中高	1,900
吉川	埼玉県	吉川市	2中高	1,914
アクティ上福岡	埼玉県	ふじみ野市	2中高	99
コンフォール霞ヶ丘	埼玉県	ふじみ野市	1中高、2中高	1,204
コンフォール上野台	埼玉県	ふじみ野市	1中高	1,042
千葉出洲港	千葉県	千葉市中央区	準工	193
花見川	千葉県	千葉市花見川区	1中高、2中高	5,741
さつきが丘	千葉県	千葉市花見川区	1中高	2,200
サニータウンにれの木台	千葉県	千葉市花見川区	1中高	374
幕張四丁目	千葉県	千葉市花見川区	2住	220
グリーンプラザ幕張	千葉県	千葉市花見川区	準工	306
千草台	千葉県	千葉市稲毛区	1中高、1住	2,094
あやめ台	千葉県	千葉市稲毛区	1中高、準住	1,538
みつわ台	千葉県	千葉市若葉区	1中高、1住	300

団地名	住所 (都道府県)	住所 (市町村)	用途地域	管理戸数 令和4年度末 時点
千葉幸町	千葉県	千葉市美浜区	1中高、1住	4,287
高洲第一	千葉県	千葉市美浜区	1中高、1住	4,689
真砂第一	千葉県	千葉市美浜区	1中高、1住	2,044
真砂第二	千葉県	千葉市美浜区	1中高	548
高洲第二	千葉県	千葉市美浜区	1中高、1住	1,776
高根台	千葉県	船橋市	1中高、2中高、1住、近商	1,876
習志野台	千葉県	船橋市	1中高、1住	1,820
金杉台	千葉県	船橋市	1中高、2中高	440
行田	千葉県	船橋市	1中高、2中高	1,485
芝山	千葉県	船橋市	1中高、2中高	1,641
千葉ニュータウン小室ハイランド	千葉県	船橋市	1中高	401
行田第二	千葉県	船橋市	1中高、2中高	39
アルビス前原	千葉県	船橋市	1中高、1住	759
アートヒル高根台	千葉県	船橋市	1中高	1,111
常盤平	千葉県	松戸市	1中高、近商	4,822
小金原	千葉県	松戸市	1中高	2,064
梨香台	千葉県	松戸市	1中高、1住	959
野菊野	千葉県	松戸市	準工	746
牧の原	千葉県	松戸市	1中高、2住	1,630
常盤平セントラルハイツ	千葉県	松戸市	1住	79
常盤平けやき通り住宅	千葉県	松戸市	1中高	50
成田ニュータウン加良部一丁目	千葉県	成田市	1中高	184
成田ニュータウン加良部四丁目	千葉県	成田市	1中高	362
成田ニュータウン加良部五丁目	千葉県	成田市	1中高	760
成田ニュータウン橋賀台	千葉県	成田市	1中高	1,332
成田ニュータウン吾妻南	千葉県	成田市	1中高	310
クレール志津	千葉県	佐倉市	1中高	192
袖ヶ浦	千葉県	習志野市	1中高、2中高、1住	2,990
習志野海浜秋津	千葉県	習志野市	1中高	576
大久保	千葉県	習志野市	1中高、1住	392
豊四季台	千葉県	柏市	1中高、1住	1,240
大津ヶ丘	千葉県	柏市	1中高、1住	354
北柏ライフタウン松葉町一丁目	千葉県	柏市	1中高	60
大津ヶ丘第二	千葉県	柏市	1中高	230
グリーンタウン光ヶ丘	千葉県	柏市	1中高	621
米本	千葉県	八千代市	1中高	3,020
高津	千葉県	八千代市	1中高、2中高	3,013
村上	千葉県	八千代市	1中高、2中高	1,974
アミティ八千代台	千葉県	八千代市	2住	65
湖北台	千葉県	我孫子市	1中高	2,421
パークサイド鎌ヶ谷	千葉県	鎌ヶ谷市	1中高	752
千葉ニュータウン内野	千葉県	印西市	1中高	731
千葉ニュータウン原山	千葉県	印西市	1中高	390
千葉ニュータウン高花	千葉県	印西市	1中高	345
千葉ニュータウン原山第二	千葉県	印西市	1中高	425
千葉ニュータウンファーストアベニュー小倉台	千葉県	印西市	1中高	304
千葉ニュータウンアバンドーネ原4番街	千葉県	印西市	1中高	180
千葉ニュータウングリーンプラザ滝野	千葉県	印西市	1中高	100
千葉ニュータウンアバンドーネ原1番街	千葉県	印西市	1中高	94
千葉ニュータウン清水口	千葉県	白井市	1中高	470
千葉ニュータウン堀込	千葉県	白井市	1中高	170
千葉ニュータウンプロムナード桜台3番街	千葉県	白井市	2中高	150
千葉ニュータウン堀込第二	千葉県	白井市	近商	40
千葉ニュータウンプラザ西白井2番街	千葉県	白井市	1中高	196
千葉ニュータウンプロムナード桜台12番街	千葉県	白井市	2中高	91
哲学堂公園ハイツ	東京都	新宿区	1住	163
コンフォール根岸	東京都	台東区	1住	34
八広五丁目	東京都	墨田区	準工	144
北砂七丁目	東京都	江東区	準工	713
豊洲四丁目	東京都	江東区	準工	827
東陽パークサイドハイツ	東京都	江東区	準工	86
東大島駅前ハイツ	東京都	江東区	準工	317
アーバンライフ亀戸	東京都	江東区	準工	258

団地名	住所 (都道府県)	住所 (市町村)	用途地域	管理戸数 令和4年度末 時点
南六郷二丁目	東京都	大田区	工業	1,118
南六郷一丁目	東京都	大田区	工業	300
アミティ南六郷	東京都	大田区	工業	126
シティハイツ烏山	東京都	世田谷区	1住	122
プロムナード荻窪	東京都	杉並区	準工	331
目白	東京都	豊島区	1住	193
王子五丁目	東京都	北区	1住	2,221
赤羽北二丁目	東京都	北区	1住	521
赤羽北二丁目ハイツ	東京都	北区	1住	245
神谷堀公園ハイツ	東京都	北区	1住	637
アーベイン神谷	東京都	北区	準工	228
フレーシエル王子神谷	東京都	北区	工業	553
シャレール西ヶ原	東京都	北区	1住	68
リバーハーブタワー南千住	東京都	荒川区	準工	585
リバーハーブコート南千住	東京都	荒川区	1住	521
コンフォール町屋	東京都	荒川区	準工	27
舟渡二丁目	東京都	板橋区	1住	36
エステート西台	東京都	板橋区	準工	73
坂下けやき台ハイツ	東京都	板橋区	近商、準工	299
グリーンプラザ加賀	東京都	板橋区	準工	160
板橋ビュータワー	東京都	板橋区	商業	451
竹の塚第三	東京都	足立区	1住、近商、商業	728
日の出町	東京都	足立区	1住	764
江北六丁目	東京都	足立区	1住、準工	860
新田二丁目	東京都	足立区	準工	114
リバーサイド桜木	東京都	足立区	1住	198
アーバンライフ西新井	東京都	足立区	1住、近商	188
フレール西新井第一	東京都	足立区	1住	286
フレール西新井第二	東京都	足立区	1住、近商	397
ハートアイランド新田一番街	東京都	足立区	1住	360
ハートアイランド新田二番街	東京都	足立区	準工	206
ハートアイランド新田三番街	東京都	足立区	1住	215
ハートアイランド新田四番街	東京都	足立区	1住	273
東四ツ木二丁目第二	東京都	葛飾区	工業	44
青戸第四	東京都	葛飾区	準工	55
金町五丁目	東京都	葛飾区	1住、商業	146
西新小岩リバーハイツ	東京都	葛飾区	1住	339
すまいる亀有	東京都	葛飾区	1住	622
アーバンライフ東新小岩	東京都	葛飾区	1住、準工	594
アクセス東四ツ木	東京都	葛飾区	準工、工業	281
青戸第二	東京都	葛飾区	準工	287
下篠崎町	東京都	江戸川区	1住	143
南原台	東京都	八王子市	準工	316
トワコート西八王子	東京都	八王子市	1住	130
プラザシティ立川	東京都	立川市	1住、商業	307
アートアベニュー立川	東京都	立川市	準工	192
アーバンライフ立川	東京都	立川市	商業	202
シティコート下連雀	東京都	三鷹市	工業	295
シティハイツ吉祥寺通り	東京都	三鷹市	準工	204
コンフォール拝島	東京都	昭島市	近商	47
ライフタウン国領	東京都	調布市	準工	520
成瀬駅前ハイツ	東京都	町田市	近商	315
シティハイツ日野旭が丘	東京都	日野市	工業	607
西国分寺ゆかり壹番街	東京都	国分寺市	1住、近商	178
西国分寺ゆかり四番街	東京都	国分寺市	1住	138
西国分寺ゆかり参番街	東京都	国分寺市	1住	290
狛江セントラルハイツ	東京都	狛江市	準工	10
多摩ニュータウンプラザ永山	東京都	多摩市	近商	133
グリーンハイツ武蔵境通り	東京都	西東京市	1住	761
鶴見町第二	神奈川県	横浜市鶴見区	準工	395
ステラ月見ヶ丘	神奈川県	横浜市鶴見区	2中高	131
ミラリオ鶴見小野	神奈川県	横浜市鶴見区	工業	139
西菅田	神奈川県	横浜市神奈川区	1中高、2中高	1,350

団地名	住所 (都道府県)	住所 (市町村)	用途地域	管理戸数 令和4年度末 時点
南神大寺	神奈川県	横浜市神奈川区	2中高	1,429
コンフォール西寺尾	神奈川県	横浜市神奈川区	1住	240
コンフォール高島台	神奈川県	横浜市神奈川区	2中高	121
アミティ横浜	神奈川県	横浜市神奈川区	工業、ポートサイド地区計画	169
モアレ山田町	神奈川県	横浜市中区	商業	169
ベイサイト本牧Ⅰ	神奈川県	横浜市中区	準住	94
ベイサイト本牧Ⅱ	神奈川県	横浜市中区	1住	103
ビューコート小港	神奈川県	横浜市中区	1住、準住	730
アーベインルネス長者町	神奈川県	横浜市中区	商業	106
コンフォール滝ノ上	神奈川県	横浜市中区	1中高	104
ベイシティ本牧南	神奈川県	横浜市中区	1住、2住、準住	572
プロムナード本牧	神奈川県	横浜市中区	1住、建築協定地区計画	237
シティコート山下公園	神奈川県	横浜市中区	商業	40
アクティ横浜山下町	神奈川県	横浜市中区	商業	108
シャレール海岸通	神奈川県	横浜市中区	商業	214
蒔田	神奈川県	横浜市南区	1住	260
南永田第二	神奈川県	横浜市南区	2中高	210
コンフォール永田東	神奈川県	横浜市南区	近商	129
コンフォール清水ヶ丘	神奈川県	横浜市南区	2中高	131
天王町	神奈川県	横浜市保土ヶ谷区	1住	825
保土ヶ谷駅前ハイツ	神奈川県	横浜市保土ヶ谷区	近商、2中高	250
西久保町公園ハイツ	神奈川県	横浜市保土ヶ谷区	1住	746
磯子杉田台Ⅱ	神奈川県	横浜市磯子区	準住	23
金沢シーサイドタウン並木一丁目第一	神奈川県	横浜市金沢区	1住、1中高	1,065
金沢シーサイドタウン並木一丁目第二	神奈川県	横浜市金沢区	1中高	340
金沢シーサイドタウン並木三丁目	神奈川県	横浜市金沢区	1住、1中高	100
サンヴァリエ日吉	神奈川県	横浜市港北区	2中高	625
コンフォール南日吉	神奈川県	横浜市港北区	1中高、2中高、準住	1,023
前田町	神奈川県	横浜市戸塚区	準工	87
グリーンメゾン平戸	神奈川県	横浜市戸塚区	1中高、2住	121
東戸塚ビューハイツ	神奈川県	横浜市戸塚区	1住	84
プロムナード矢部	神奈川県	横浜市戸塚区	1住	827
西ひかりが丘	神奈川県	横浜市旭区	1中高、2中高	961
霧が丘グリーンタウン	神奈川県	横浜市緑区	近商、1中高、風致地区	848
中山駅前ハイツ	神奈川県	横浜市緑区	1住	348
十日市場ヒルタウンコンフォール十日市場五番街	神奈川県	横浜市緑区	1中高	68
十日市場ヒルタウンコンフォール十日市場七番街	神奈川県	横浜市緑区	1中高	77
十日市場ヒルタウンコンフォール十日市場六番街	神奈川県	横浜市緑区	1中高、準住	65
十日市場ヒルタウンコンフォール十日市場十四番街	神奈川県	横浜市緑区	1中高	153
十日市場ヒルタウンコンフォール十日市場十一番街	神奈川県	横浜市緑区	1中高	124
公田町	神奈川県	横浜市栄区	1中高	1,160
飯島	神奈川県	横浜市栄区	1中高、1住	1,150
奈良北	神奈川県	横浜市青葉区	1中高	1,556
すすき野	神奈川県	横浜市青葉区	1中高	324
グリーンヒル鴨志田中央	神奈川県	横浜市青葉区	2中高	90
あおば山の手台ヴェルディール奈良	神奈川県	横浜市青葉区	2中高	140
港北ニュータウンメゾンふじのき台	神奈川県	横浜市都筑区	1中高	456
港北ニュータウンサントウール中川	神奈川県	横浜市都筑区	1中高、2中高、準住	346
港北ニュータウンビュープラザセンター北	神奈川県	横浜市都筑区	1中高、準住	372
港北ニュータウン山田富士公園ハイツ	神奈川県	横浜市都筑区	1中高	338
港北ニュータウンコンフォールセンター南	神奈川県	横浜市都筑区	1中高	415
港北ニュータウンコンフォール城山の丘	神奈川県	横浜市都筑区	1中高	322
川崎旭町ハイツ	神奈川県	川崎市川崎区	商業、2住	154
コンフォール川崎富士見	神奈川県	川崎市川崎区	工業	493
ミラリオ大師河原	神奈川県	川崎市川崎区	工業	240
かわさきテクノピア堀川町ハイツ	神奈川県	川崎市幸区	商業	143
小杉御殿	神奈川県	川崎市中原区	1住、近商	232
アーバンハイツみぞのくち	神奈川県	川崎市高津区	1中高	55
星が丘パークランドつぐみ台	神奈川県	川崎市多摩区	1中高	166
星が丘パークランドひよどり台	神奈川県	川崎市多摩区	1中高	220
星が丘パークランドほおじろ台	神奈川県	川崎市多摩区	1中高	114
コンフォール菅仙谷	神奈川県	川崎市多摩区	1中高	170
アーバンハイツ菅生ヶ丘	神奈川県	川崎市宮前区	1中高	57

団地名	住所 (都道府県)	住所 (市町村)	用途地域	管理戸数 令和4年度末 時点
コンフォール生田菅生ヶ丘	神奈川県	川崎市宮前区	1低	33
虹ヶ丘	神奈川県	川崎市麻生区	1中高	1,578
サンラフレ百合ヶ丘	神奈川県	川崎市麻生区	1中高	1,080
百合ヶ丘みずき街	神奈川県	川崎市麻生区	1中高	349
橋本四丁目	神奈川県	相模原市緑区	1住	364
アーベイン相模原駅前	神奈川県	相模原市中央区	近商、商業	243
コンフォール相模原共和	神奈川県	相模原市中央区	2中高	118
相模台	神奈川県	相模原市南区	1中高	850
グリーンスクエア大野台	神奈川県	相模原市南区	1低、準住	115
プラザシティ相模大野	神奈川県	相模原市南区	1住	965
鶴ヶ丘	神奈川県	相模原市南区	1中高	476
コンフォールさがみ南	神奈川県	相模原市南区	1住、相模原市高度地区許可	661
コンフォール相模上原	神奈川県	相模原市南区	1中高	97
コンフォール横須賀本町	神奈川県	横須賀市	商業	176
ウェルシティ横須賀ポートバレーヌ4番館	神奈川県	横須賀市	準工、総合設計制度	99
サニーマゾン平塚	神奈川県	平塚市	準工	140
コンフォール平塚	神奈川県	平塚市	1住	332
レーベンスガルテン山崎	神奈川県	鎌倉市	準工	440
辻堂	神奈川県	藤沢市	1中高、2中高、第4種風致地区	1,311
善行	神奈川県	藤沢市	1中高	2,268
辻堂駅前ハイツ	神奈川県	藤沢市	1住、2住、近商	67
善行第二	神奈川県	藤沢市	1中高	35
善行第三	神奈川県	藤沢市	1中高	114
善行第四	神奈川県	藤沢市	1中高	55
湘南ライフタウンパークサイド駒寄	神奈川県	藤沢市	近商	239
コンフォール藤沢	神奈川県	藤沢市	1中高	790
浜見平	神奈川県	茅ヶ崎市	1中高、高度地区(12m)、地区計画	610
鶴が台	神奈川県	茅ヶ崎市	1中高	2,353
鶴が台第二	神奈川県	茅ヶ崎市	1住	68
ライトタウン茅ヶ崎	神奈川県	茅ヶ崎市	1住、1中高	100
コンフォール茅ヶ崎浜見平	神奈川県	茅ヶ崎市	1中高、高度地区(12m)、地区計画	1,413
下大槻	神奈川県	秦野市	1中高	1,494
鳶尾	神奈川県	厚木市	1中高、1住	579
コンフォール鶴間ライラック通り	神奈川県	大和市	工業	357
えびな	神奈川県	海老名市	1住	250
さがみ野さくら	神奈川県	座間市	1中高、1住	270
緑苑東	岐阜県	各務原市	1中高	730
千代が丘	愛知県	名古屋市千種区	1低、1住、総合設計制度(容積率:120)	934
アーバンラフレ星ヶ丘	愛知県	名古屋市千種区	2中高、地区計画	693
大幸東	愛知県	名古屋市東区	1住、2住	1,433
中丸	愛知県	名古屋市北区	準工	733
尾上	愛知県	名古屋市北区	1住、2住	1,368
水草	愛知県	名古屋市北区	1住	761
アーバンラフレ志賀	愛知県	名古屋市北区	1住、2住	900
アーバニア志賀公園	愛知県	名古屋市北区	準工	712
アーバンラフレ鳩岡	愛知県	名古屋市北区	1住	334
牛巻	愛知県	名古屋市瑞穂区	1住	302
花表	愛知県	名古屋市熱田区	準工	180
桜田	愛知県	名古屋市熱田区	準工	478
神宮東パークハイツ	愛知県	名古屋市熱田区	2住	891
白鳥パークハイツ大宝	愛知県	名古屋市熱田区	準工	426
豊成	愛知県	名古屋市中川区	準工	1,178
木場	愛知県	名古屋市港区	1住、近商	402
瀬古	愛知県	名古屋市守山区	1住	282
アーバンラフレ小幡	愛知県	名古屋市守山区	1住	480
鳴海	愛知県	名古屋市緑区	1低、1中高	125
鳴子	愛知県	名古屋市緑区	1中高、2住、近商	721
徳重	愛知県	名古屋市緑区	1低	143
アーバンラフレ鳴海	愛知県	名古屋市緑区	1中高、地区計画	463
アーバンラフレ鳴子	愛知県	名古屋市緑区	1中高、高度地区(20m)	450
アーバンラフレ虹ヶ丘西	愛知県	名古屋市名東区	1中高、近商、地区計画	429
アーバンラフレ虹ヶ丘南	愛知県	名古屋市名東区	1中高、地区計画	518
アーバンラフレ虹ヶ丘中	愛知県	名古屋市名東区	1中高、1住、地区計画	314

団地名	住所 (都道府県)	住所 (市町村)	用途地域	管理戸数 令和4年度末 時点
アーバンラフレ虹ヶ丘東	愛知県	名古屋市名東区	1中高、地区計画	94
相生山	愛知県	名古屋市天白区	1中高、近商	905
藤山台	愛知県	春日井市	1中高	3,098
岩成台	愛知県	春日井市	1中高	1,293
高森台	愛知県	春日井市	1中高	741
中央台	愛知県	春日井市	1中高、商業	790
岩成台西	愛知県	春日井市	1中高	356
高座台	愛知県	春日井市	1中高	439
保見	愛知県	豊田市	1中高、2中高	979
江南	愛知県	江南市	1中高	3,294
コンフォール城山	愛知県	小牧市	1中高	334
国分	愛知県	稲沢市	2中高	484
アーバンラフレ稲沢	愛知県	稲沢市	1住	249
朝倉	愛知県	知多市	1中高、2中高	1,191
知立	愛知県	知立市	1中高	1,959
岩倉	愛知県	岩倉市	1中高、2中高	2,097
豊明	愛知県	豊明市	1中高、近商	2,127
日進香久山花の街	愛知県	日進市	1中高	350
三好ヶ丘	愛知県	みよし市	1住	80
プロムナード三好丘	愛知県	みよし市	1中高	246
押草	愛知県	東郷町	1中高	460
大山田	三重県	桑名市	1中高	250
大山田松ノ木	三重県	桑名市	1低	80
保津川	京都府	亀岡市	1中高	588
梅美台	京都府	木津川市	2中高	64
久御山	京都府	久御山町	1中高	1,213
都島リバーシティ	大阪府	大阪市都島区	1中高	866
大開	大阪府	大阪市福島区	工業	572
伝法	大阪府	大阪市此花区	1住	1,072
千鳥橋	大阪府	大阪市此花区	1住	959
サンラフレ朝潮橋	大阪府	大阪市港区	1住	156
千鳥	大阪府	大阪市大正区	1住	2,236
新豊里	大阪府	大阪市東淀川区	1中高、2中高	1,303
リバーサイドながら	大阪府	大阪市北区	1住、準住	636
リバーサイドほんじょう	大阪府	大阪市北区	準工	543
大浜南町第二	大阪府	堺市堺区	近商	48
湊駅前	大阪府	堺市堺区	1住	272
シティハイツ堺七道	大阪府	堺市堺区	準工	60
サンヴァリエ津久野	大阪府	堺市西区	1中高・2種高度、近商	407
泉北茶山台二丁	大阪府	堺市南区	1中高・2種高度	1,225
泉北茶山台三丁	大阪府	堺市南区	近商	200
泉北竹城台二丁	大阪府	堺市南区	1中高・2種高度	915
泉北桃山台一丁	大阪府	堺市南区	1中高・2種高度	800
泉北原山台一丁	大阪府	堺市南区	1中高・2種高度	657
光明池駅前	大阪府	堺市南区	1中高・2種高度	562
泉北城山台二丁	大阪府	堺市南区	1中高・2種高度	521
下野池	大阪府	堺市北区	2中高・2種高度、近商	148
サンヴァリエ金岡	大阪府	堺市北区	1中高・2種高度	694
サンヴァリエ中百舌鳥	大阪府	堺市北区	1中高・2種高度、2住	441
アルビス池田	大阪府	池田市	1中高・2種高度、航空法	410
千里桃山台	大阪府	吹田市	1中高・2種高度	228
助松	大阪府	泉大津市	1中高	1,559
高槻・阿武山四番街	大阪府	高槻市	1中高・2種高度	145
高槻・阿武山五番街	大阪府	高槻市	1中高・2種高度	180
高槻・阿武山六番街	大阪府	高槻市	1中高・2種高度	170
高槻・阿武山七番街	大阪府	高槻市	1中高・2種高度	140
高槻・阿武山八番街	大阪府	高槻市	1中高・2種高度	175
高槻・阿武山十番街	大阪府	高槻市	1中高・2種高度	150
茨木三島丘ウエスト	大阪府	茨木市	1中高・2種高度、準住	280
茨木三島丘イースト	大阪府	茨木市	1中高・2種高度、準住	342
山本	大阪府	八尾市	1中高・2種高度、2住	165
八尾若草	大阪府	八尾市	2中高・2種高度	351
藤沢台第三	大阪府	富田林市	1中高	316

団地名	住所 (都道府県)	住所 (市町村)	用途地域	管理戸数 令和4年度末 時点
藤沢台第五	大阪府	富田林市	1低・高度(10m制限)	219
小金台	大阪府	富田林市	1中高	90
いぶき野三丁目	大阪府	和泉市	1中高	290
ルミナス箕面の森二番街	大阪府	箕面市	1中高・6種高度	79
ルミナス箕面の森三番街	大阪府	箕面市	1中高・6種高度	110
ルミナス箕面の森五番街	大阪府	箕面市	1中高・6種高度	167
サンヴァリエ藤井寺	大阪府	藤井寺市	1中高	210
サンヴァリエ春日丘	大阪府	藤井寺市	1中高	286
玉串元町	大阪府	東大阪市	1住	280
若山台第4	大阪府	島本町	1中高・2種高度	184
落合	兵庫県	神戸市須磨区	1中高・4種高度	1,260
落合第三	兵庫県	神戸市須磨区	1中高	390
多聞台	兵庫県	神戸市垂水区	1中高・4種高度	960
上高丸	兵庫県	神戸市垂水区	1中高・4種高度、2中高	750
新多聞	兵庫県	神戸市垂水区	1中高・4種高度、近商・6種高度	2,564
アミティ学園西町	兵庫県	神戸市西区	1中高	845
鈴蘭台第二	兵庫県	神戸市北区	1中高	680
シティハイツ尼崎駅前	兵庫県	尼崎市	商業	73
逆瀬川	兵庫県	宝塚市	1中高・4種高度	520
檀原	奈良県	檀原市	1中高	720
真美ヶ丘6丁目	奈良県	香芝市	1中高	674
真美ヶ丘7丁目	奈良県	香芝市	1中高	140
沖台二丁目	福岡県	北九州市戸畑区	工業	160
城野	福岡県	北九州市小倉北区	1中高	268
金鶏	福岡県	北九州市小倉北区	商業、1住	128
金田一丁目第2	福岡県	北九州市小倉北区	商業	272
到津南	福岡県	北九州市小倉北区	1住	185
パークタウン大手町	福岡県	北九州市小倉北区	商業	159
アーベイン大手町	福岡県	北九州市小倉北区	商業	178
アーベインルネス片野	福岡県	北九州市小倉北区	商業	260
アーベインルネス足立	福岡県	北九州市小倉北区	1中高、2住	85
アーベインルネス足立公園	福岡県	北九州市小倉北区	1中高	45
アーベインルネス足立妙見通り	福岡県	北九州市小倉北区	1住	45
アーベインルネス大門	福岡県	北九州市小倉北区	商業	78
志徳	福岡県	北九州市小倉南区	1中高	1,209
もりつね	福岡県	北九州市小倉南区	1中高	390
枝光	福岡県	北九州市八幡東区	1中高	120
サンハイツ枝光	福岡県	北九州市八幡東区	1住	95
サンハイツ前田	福岡県	北九州市八幡東区	商業	210
本城西	福岡県	北九州市八幡西区	近商	253
紅梅	福岡県	北九州市八幡西区	1住	304
小鷺田公園	福岡県	北九州市八幡西区	1中高	105
黒崎平尾町	福岡県	北九州市八幡西区	1中高	160
ルネス相生町	福岡県	北九州市八幡西区	近商	30
アーベインルネス穴生	福岡県	北九州市八幡西区	1住	154
香椎	福岡県	福岡市東区	準住	30
箱崎三丁目	福岡県	福岡市東区	準工	351
筈松	福岡県	福岡市東区	1住	260
香椎若葉	福岡県	福岡市東区	1中高、1住	713
千早	福岡県	福岡市東区	2住	430
箱崎五丁目	福岡県	福岡市東区	準工	368
アーベイン香椎南	福岡県	福岡市東区	1住	245
アーベインルネス貝塚	福岡県	福岡市東区	準工	552
アーベインルネス香椎	福岡県	福岡市東区	1中高	186
アーベイン貝塚駅前	福岡県	福岡市東区	1住	168
堅粕三丁目	福岡県	福岡市博多区	準工	272
博多駅南三丁目第2	福岡県	福岡市博多区	商業	110
千代町駅前	福岡県	福岡市博多区	商業	131
パピヨン・シティオ21ステーションアベニュー	福岡県	福岡市博多区	2住、地区計画(再開発等促進区)	144
アーベイン東那珂	福岡県	福岡市博多区	工業	126
アーベイン千代二丁目	福岡県	福岡市博多区	商業	196
アーベイン東比恵駅前	福岡県	福岡市博多区	準工	70
アーベイン大浜	福岡県	福岡市博多区	商業	91

団地名	住所 (都道府県)	住所 (市町村)	用途地域	管理戸数 令和4年度末 時点
大名第三	福岡県	福岡市中央区	商業	137
福浜二丁目	福岡県	福岡市中央区	1中高	110
長浜三丁目	福岡県	福岡市中央区	商業	80
輝国二丁目	福岡県	福岡市中央区	1住	36
薬院大通り	福岡県	福岡市中央区	商業	100
南天神	福岡県	福岡市中央区	商業	50
アーベイン六本松	福岡県	福岡市中央区	1住	64
アーベインルネス梅光園	福岡県	福岡市中央区	2住、1住	150
アーベイン渡辺通り南	福岡県	福岡市中央区	商業	101
アーベインルネス友泉	福岡県	福岡市中央区	2住	395
長住五丁目	福岡県	福岡市南区	近商	112
松原	福岡県	福岡市南区	1住	310
コーポ大橋南	福岡県	福岡市南区	1住	120
アーベイン長住	福岡県	福岡市南区	近商	54
アーベイン長住三丁目	福岡県	福岡市南区	1中高	18
アーベインルネス諸岡	福岡県	福岡市南区	1住、2住	346
アーベインルネス井尻	福岡県	福岡市南区	2住、1住	130
アーベインルネス大橋	福岡県	福岡市南区	1住	387
十郎川	福岡県	福岡市西区	準工	210
金山	福岡県	福岡市城南区	1中高、2住	1,352
田島	福岡県	福岡市城南区	1中高	138
田島一丁目	福岡県	福岡市城南区	1中高	36
アーバンハイツ荒江	福岡県	福岡市城南区	1住	47
アーベイン金山	福岡県	福岡市城南区	近商	38
アーベインルネス別府	福岡県	福岡市城南区	1中高	719
アーベインルネス城西	福岡県	福岡市城南区	1中高、1住	357
原	福岡県	福岡市早良区	1中高	1,877
室住	福岡県	福岡市早良区	1中高	2,262
星の原	福岡県	福岡市早良区	1中高	2,247
アーベインルネス曙	福岡県	福岡市早良区	2中高	219
アーベインビオ春日	福岡県	春日市	準工	718

令和 年 月 日

屋外広告物指定広告代理店認定書

様

独立行政法人都市再生機構
〇〇支社長 〇〇 〇〇

御社を、別添の取扱規約の内容を遵守することを条件に、UR賃貸住宅団地内における屋外広告物の掲出に係る指定広告代理店として認定します。

認定者	認定番号	本部等名-R〇〇-〇〇〇 (例：東賃-R05-001)
	有効期限	令和〇〇年〇月〇日
	法人等名称	
	代表者	
	住所	
	担当部課・担当者	
	電話番号	
場所等	別添のとおり	

屋外広告物指定広告代理店認定書 別添

番号	1
住所	
団地名	
掲出場所、広告の種類、寸法及び重量等掲出を認定した内容	

UR賃貸住宅団地内における屋外広告物の掲出又は表示に係る取扱規約

独立行政法人都市再生機構●●支社（以下「甲」という。）は、株式会社●●●●●●●●●●（以下「乙」という。）をUR賃貸住宅団地（以下「団地」という。）内において屋外広告物を掲出することのできる指定広告代理店として認定するに当たり、次のとおり屋外広告物の掲出又は表示に係る取扱規約（以下「本規約」という。）を定め、乙は、本規約に同意し、遵守の上、屋外広告物（以下「広告物」という。）の掲出又は表示を行うものとする。

（適用範囲）

- 第1条 広告物の掲出又は表示に係る取扱いは、本規約に定めるところによるほか、各種法令等及び甲乙間で別途契約する屋外広告物の掲出に関する契約（以下「掲出契約」という。）によるものとする。
- 2 乙は、本規約に同意し、これを遵守するものとする。
- 3 乙は、乙を通じて甲に広告掲出の申込みをする者（以下「広告主」という。）についても、本規約第15条及び第18条について遵守させるものとする。

（規約の変更）

- 第2条 甲は、乙に通知し、本規約を変更することができる。この場合の広告物の掲出又は表示に係る取扱いは、変更後の規約によるものとする。

（広告物に関する基本的な考え方）

- 第3条 広告物の内容及び表現は、団地内に掲出される広告物としてふさわしい信用性と信頼性を持てるものであって、かつ、広告物は、居住環境、安全及び美観等に十分配慮されたものでなければならない。
- 2 広告物の掲出に当たっては、原則として、甲の負担（初期投資等）が発生しないものとする。

（掲出場所に係る基準）

- 第4条 乙は、幹線道路や鉄道沿い等の広告物の掲出場所として相応しい団地を中心に、甲が敷地の所有権を有しかつ自ら管理している団地について、掲出団地及び掲出箇所を提案するものとする。

（掲出期間）

- 第5条 掲出期間は、原則として3年を超えない範囲で、1か月単位の期間を掲出契約により定めるものとする。

（掲出料等）

- 第6条 掲出料は、甲の定める額を基準とし、甲乙協議の上、掲出契約により定め

るものとする。

- 2 乙は、前項の協議に当たり、掲出料算定の参考とするために、第4条に定めるところにより広告物の掲出を提案した団地周辺の広告掲出に係る類似の取引事例をあらかじめ甲に提出するものとする。
- 3 乙は、掲出契約の定めるところにより、第1項の掲出料を甲に支払うものとする。また、掲出契約の締結日までに、乙の債務を担保するための*****保証金50,000円を甲の定める方法により、甲に支払うものとする。
- 4 第1項の掲出料及び前項の保証金のほか、広告物の掲示又は表示に係る一切の費用（設置費、撤去費等を含む。）は、乙の負担とする。
- 5 乙が広告物を掲出するにあたり広告主に請求する手数料は、第1項により定めた掲出料の15パーセントに相当する額を超えない額とする。

（広告物の範囲）

第7条 甲は、乙が掲出又は表示しようとする広告物が次の各号のいずれかに該当し、又は該当するおそれのある場合は、掲出又は表示を認めないものとする。

- 一 法令、条例等に違反するもの
- 二 公序良俗に反するもの
- 三 人権侵害となるもの
- 四 政治性のあるもの
- 五 宗教性のあるもの
- 六 社会問題に関する主義主張を含むもの
- 七 個人又は法人の名刺広告
- 八 美観風致を害するもの
- 九 交通安全を阻害するもの
- 十 公衆に不快の念又は危害を与えるもの
- 十一 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないもの
- 十二 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- 十三 暴力団等の反社会的団体及びそれらの関連事業者の広告物
- 十四 甲が実施する業務内容と同様又は類似（分譲住宅等の販売を含む。）の事業者の広告物
- 十五 動物飼育（小鳥及び魚類を除く。）に関するもの（ただし、甲が定めるペットを連れて立ち入ることができるエリアにおいてはこの限りではない。）
- 十六 前各号に掲げるもののほか、甲が実施する事業の円滑な運営に支障をきたすものや、団地管理上個別の事情に応じ適切でないと甲が判断するもの

（法令等への適合）

第8条 屋外広告物の掲出に当たり、関連法令又は条例等に抵触するおそれのある点については、乙の責任において所管行政庁等に確認するものとする。

- 2 前項のほか、各業種や商品・サービスについて、必要な許可・免許等の有無、業界団体等への加盟状況及び広告表示関連法令等の違反の有無等について不明な点は、乙の責任において確認するものとする。

(広告掲出の申込)

第9条 乙は、屋外広告物を掲出又は表示しようとするときは、甲指定の屋外広告物掲出届出書に広告図案書を添えて甲に申し込むものとする。

2 乙は、屋外広告物を掲出又は表示しようとするときは、各地方公共団体に必要な届出や登録を行った上で甲に申し込むものとする。

(掲出契約の締結)

第10条 乙は、前条に基づき提出した屋外広告物掲出届出書等の内容が、団地管理上の支障がないと甲に認められた場合は、屋外広告物の掲出に係る承諾書を受領し、甲との間で掲出契約を締結するものとする。

(定期点検)

第11条 乙は、屋外広告物を掲出又は表示した場合は、定期的な自己点検を行い、点検結果及び改善措置内容を甲に報告することとする。

(甲に対する通知)

第12条 乙は、次の各号に該当する事由が生じたときは、直ちに、その旨を甲に書面で通知しなければならない。

- 一 名称、代表者又は主たる事務所の所在地を変更したとき。
- 二 解散し、若しくは合併したとき又は営業を停止し、廃止し、若しくは譲渡したとき。
- 三 滞納処分、強制執行、仮差押え若しくは仮処分又は競売の申立てを受けたとき。
- 四 乙に対して、破産の申立て（自己申立てを含む。）、再生手続開始の申立て（自己申立てを含む。）、又は更生手続開始の申立て（自己申立てを含む。）があったとき。
- 五 特別清算開始の申立て（自己申立てを含む。）又は通告によるこの開始の命令があったとき。

(6か月経過後の取扱い)

第13条 乙は、乙が本規約に承諾してから6か月経過後も「屋外広告物の掲出に係る提案書」にて提案した掲出場所に屋外広告物の掲出を行わない場合は、他の指定広告代理店が屋外広告物を掲出すること又は甲が別の用途で利用することを承諾するものとする。

(認定の取消)

第14条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、乙が受けた甲の指定広告代理店としての認定を取消することができるものとする。

- 一 乙又は広告主が法令等により広告掲出を禁止されたとき又はその広告物の撤去を命ぜられたとき。

- ニ 甲が承諾をした広告物と異なるものを乙が掲出したとき。
- 三 甲が承諾をした掲出場所と異なる場所で乙が掲出したとき。
- 四 乙又は広告主が本規約に違反したとき。
- 五 その他指定広告代理店としての認定を取消す必要があると甲が認めたとき。

(損害賠償等)

第 15 条 乙及び広告主は、掲出された広告物の内容又はその広告物の内容を通じて販売した商品若しくは提供したサービスに関し、甲又は第三者に与えた損害の一切を賠償するものとする。

- 2 掲出若しくは表示された広告物の内容に関し、第三者から苦情を受け、又は第三者との間で紛争が生じたときは、乙及び広告主の責任と負担において解決するものとする。
- 3 乙は、その責任と負担により、広告物の維持管理等を行うものとし、広告物の美観を保持するとともに広告物の毀損等により甲又は第三者に危害を及ぼさないよう、広告物を常時安全な状態に維持しなければならない。
- 4 乙は、掲出した広告物によって、甲若しくは第三者の財産を毀損したとき又は損害を及ぼしたときは、その責任において直ちに原状に回復し、又は及ぼした損害を賠償しなければならない。
- 5 甲は、乙に対して、乙が行う広告物の維持管理につき、広告物の美観の保持又は危害の予防に要する措置を講ずることを申し入れることができるものとし、乙は当該申入れに従わなければならない。
- 6 第 1 項、第 2 項及び第 4 項の乙及び広告主の賠償責任等は、掲出契約が解除された後や指定広告代理店としての認定が取消された後であっても、免れないものとする。

(禁止行為)

第 16 条 乙は指定広告代理店としての地位、権利又は義務を第三者に譲渡し、貸付け、又は担保に供してはならないものとする。

(第三者への委託)

第 17 条 乙は、あらかじめ甲の承諾を得た上で、広告掲出に係る業務の一部を第三者に委託することができるものとする。ただし、掲出工事を第三者に請負わせる場合は、承諾を要しない。

(秘密情報等)

第 18 条 乙及び広告主は、屋外広告物の掲出又は表示に関して甲から開示され、又は知り得た公知されていない情報を、甲のあらかじめの書面による同意なくして、第三者に開示又は提出してはならないものとする。

- 2 前項の規定は、掲出契約が解除又は期間満了により終了した後も効力を有するものとする。

(反社会的勢力の排除)

第19条 乙は、乙又は乙の役員等（役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

一 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であること。

二 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていること。

三 暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。

四 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていること。

五 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していること。

2 乙は、次の各号に掲げる行為を行わないことを確約する。

一 自ら又は第三者を利用して、甲に対して、暴力的な又は法的責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為、偽計若しくは威力を用いて甲の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為その他これらに準ずる行為を行うこと。

二 掲出場所のある団地内において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、若しくは威勢を示すことにより、賃貸住宅の居住者及び他の施設の賃借人に不安を覚えさせること又は反復継続して前項各号に該当する者を出入りさせること。

(管轄裁判所)

第20条 本規約に関して甲乙間に権利義務の争いがあるときは、〇〇地方裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。

(定めのない事項)

第21条 本規約に定めのない事項については、当事者協議の上、決定するものとする。

本規約に同意し、遵守の上、屋外広告物の掲出又は表示を行うことを誓約します。

令和 年 月 日

住所

氏名

UR賃貸住宅敷地における広告の掲出について

以下の点をご了承ください。なお、詳しくはURの指定広告代理店にお問い合わせください。

- 1 UR賃貸住宅敷地における広告の掲出は、法人若しくはこれに準ずる団体、又は個人事業者を対象とします。個人によるお申込みはできません。
- 2 広告内容により、内容を修正頂く場合や、お受けできない場合があります。その場合でも、広告主様の広告物の校正・制作等の費用をURが負担することはありません。
- 3 お申込みについては、指定広告代理店でのみお受けし、広告主様との契約は、指定広告代理店との間で成立します。
- 4 広告主様の都合により掲出を取りやめる場合は、指定広告代理店にご相談ください。URと指定広告代理店との契約後は、広告の掲出に関するお問い合わせ等の連絡は、指定広告代理店にお願いいたします。
- 5 掲出団地・場所・掲出日等は、団地管理上、広告主様のご希望に添えない場合もございます。
- 6 広告内容については、広告主様及び広告主様が依頼されたURの指定広告代理店が全責任を持ち、広告に起因する苦情・紛争等については、URは一切の責任を負いかねます。
- 7 第三者による盗難、汚損、不測の事態等による広告物の損害については、URは一切の責任を負いかねます。
- 8 URの責に帰すことができない天災等の不可抗力により、掲出期間中であっても、掲出ができない場合もございます。
- 9 詳細は、指定広告代理店に確認の上、お申込みください。

よくある質問

★1 広告を出したいときは、どのようにすればいいですか

ホームページ記載のURの指定広告代理店にお申出下さい。詳細は、指定広告代理店にご相談ください。

★2 指定広告代理店とは

UR賃貸住宅敷地に広告を掲出できることの認定を受けた代理店のことです。詳細については、URのホームページをご確認ください。

★3 申込みはどこでできますか

ホームページ記載の、URの指定広告代理店にお申出ください。

★4 広告を出すまでにどの程度時間がかかりますか

広告代理店へお申出いただいてから、審査期間を含め1か月程度お時間をいただきます。

★5 掲出料は

掲出料や支払方法については、ホームページをご覧ください。指定広告代理店にご確認下さい。

★6 掲出を継続したい場合、どうすればいいですか

お申し込みをされた指定広告代理店にご相談ください。ただし、ご希望に添えない場合もございます。

また、掲出の継続にあたり、看板の再作成等を条件とさせていただく場合があります。

★7 広告物の製作にあたり、注意点はありますか

良好な居住環境の形成・維持の観点から、広告物の掲出について一定の基準を設けております。関連法令等に抵触する恐れのあるものや、公共の場に相応しくない表現と判断された場合には修正していただいたり、掲出・表示できない場合があります。したがって、広告物の製作はURの審査後にお願いします。

令和 年 月 日

屋外広告物掲出届出書

独立行政法人都市再生機構

〇〇支社長 殿

申込者 住所
氏名又は名称

掲出内容			
種類 ¹		寸法 ²	
		重量	
掲出場所			
掲出期間 ³	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで		
広告主	住所	電話 ()	
	氏名又は名称		
添付書類 ^{4・5}			
備考			

- 注 1 種類には、例えば「立看板」「広告幕」等の種別を記入して下さい。
- 2 寸法は、メートル法で記入して下さい。
- 3 掲出期間の開始は、屋外広告物の掲出工事開始（予定）日を記入して下さい。
- 4 広告掲出の依頼元と締結した契約書の写しを添付していただく場合があります。
- 5 広告図案書を添付して下さい。

令和 年 月 日

様

独立行政法人都市再生機構〇〇支社
支社長 〇〇 〇〇

屋外広告物の掲出について（承諾）

令和 年 月 日付けで届出のありました内容につきましては、下記の条件を付して承諾します。

記

- 1 別紙 「屋外広告物掲出届出書」のとおり掲出すること。
- 2 工事開始日までに、別途、屋外広告物の掲出に関する契約を締結すること。
- 3 本承諾書の交付日から起算して6か月以内に屋外広告物の掲出に関する契約の締結に至らなかった場合は、承諾を取消すことに異議を唱えないこと。
- 4 屋外広告物を掲出するにあたり、各地方公共団体の許可または各地方公共団体への届出若しくは登録等の手続きが必要な場合は、当該手続きが完了した旨を証する書類を屋外広告物の掲出に関する契約書に添付すること。

以 上

屋外広告物の掲出に関する契約書

独立行政法人都市再生機構を甲とし、指定広告代理店〇〇〇〇を乙として、令和 年 月 日付の承諾（屋外広告物の掲出について（承諾））に基づき、次のとおり屋外広告物（以下「広告物」という。）の掲出に関する契約を締結する。

（総則）

- 第1条 甲は、別紙1 配置図に定める部分に、別紙2に定める仕様の広告物を乙が掲出することを、この契約の定めるところにより許可するものとする。
- 2 屋外広告物を掲出するにあたり、各地方公共団体の許可又は各地方公共団体への届出若しくは登録等の手続きが必要な場合は、当該手続きが完了した旨を別紙3により確認する。

（契約期間）

- 第2条 この契約の期間は、令和 年 月 日から か月とする。
- 2 前項の契約期間が満了する日の30日前までに甲乙又はその一方からなんらの申出がないときは、この契約は、同一条件（契約期間は、前項の契約期間と同一月数とする。）で更新されるものとし、更新された契約についても同様とする。

（広告物の掲出工事開始期限等）

- 第3条 乙は、第1条に基づき許可を得た広告物の掲出工事（以下「掲出工事」という。）を、この契約の締結日から起算して1月が経過する日までに、乙の責任と負担により開始しなければならない。
- 2 乙は、掲出工事を開始しようとする日の2週間前までに、掲出しようとする団地を管轄する住まいセンター等及び管理サービス事務所へ連絡しなければならない。
- 3 乙は、掲出工事に当たり、甲若しくは第三者の財産を毀損したとき又は甲若しくは第三者に損害を与えたときは、乙の責任と負担においてこれを解決（原状回復を含む。）し、その損害を賠償しなければならない。
- 4 乙は、広告物の掲出工事に当たっては、甲の指示に従うほか、関連法令等を遵守しなければならない。

（掲出料）

- 第4条 この契約に基づく広告物の掲出料（乙の手数料金****円を除き、以下「掲出料」という。）は月額金*****円（うち、消費税及び地方消費税相当額****円。ただし、消費税法又は地方消費税法等の改正等に伴い消費税及び地方消費税相当額に変動が生じた場合は、当該変動額が加減されるものとする。）とする。
- 2 乙の掲出料の支払義務は、この契約の締結日から発生するものとする。

- 3 乙は、契約期間中の掲出料の合計額について、この契約の締結日から1か月以内に甲の指定する方法により、甲に支払うものとする。ただし、第2条第2項に基づき契約を更新する場合、更新後の契約期間中の掲出料の合計額については、更新後の契約が開始される日までに甲に支払うものとする。
- 4 第13条第1項又は第14条の規定に基づきこの契約が契約期間中に解除されたときは、甲が受領した掲出料は返還しない。ただし、第13条第2項によりこの契約が解除されたとき、又は第14条の規定に基づき甲からの申出によりこの契約が解除されたときは、甲は、乙から事前に受領した掲出料のうち、契約の残期間分の掲出料に相当する額(契約締結日から起算して既に経過した日数を契約期間の日数で除し、これに契約期間中の掲出料の合計額を乗じた額を、契約期間中の掲出料の合計額から控除した額をいい、10円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入するものとする。以下同じ。)を乙に返還するものとする。この場合において、甲が返還する金額については利息を付さないものとする。
- 5 甲は、前項ただし書に基づく返還金については、乙が広告物を撤去し、原状回復されていることを甲が確認した後、速やかに乙に返還するものとする。

(掲出料の改定)

- 第5条 甲は、前条第1項の規定にかかわらず、第2条第2項に基づく契約更新時に掲出料の改定を申し出ることができる。
- 2 甲は、前項の規定に基づき掲出料を改定する場合は、第2条第1項に定める契約期間が満了する日の属する月の3か月前の月末までに、改定する掲出料を乙に通知するものとする。

(保証金)

- 第6条 乙は、掲出料の支払、損害の賠償その他のこの契約から生ずる債務を担保するため、保証金として金〇〇〇〇円を甲に支払い、甲は、既にこれを受領した。
- 2 甲は、第2条に規定する契約期間が満了したとき、第13条若しくは第14条の規定に基づきこの契約が契約期間中に解除されたとき又はその他の事由により契約が終了したときであって、第15条第1項の規定に基づく乙による原状回復を確認できた場合は、前項の保証金のうち乙の債務弁済に充てた残額を速やかに乙に返還するものとする。
 - 3 甲が乙に返還する保証金については、利息は付さないものとする。

(遅延利息)

- 第7条 乙は、乙の責めに帰すべき理由により、掲出料の支払を遅延したときは、その支払を遅延した額について、その遅延した期間の日数に応じ、年(365日当たり)14.56パーセントの割合により算定した額を、遅延利息として甲に支払わなければならない。

(定期点検)

- 第8条 乙は、広告物について1年毎(広告幕については3か月毎)に自己点検を

行い、点検後1か月以内に別紙様式1にて点検結果及び異常があった場合の改善の概要を甲に報告しなければならない。

(設置場所の使用上の注意等)

第9条 乙は、善良な管理者の注意をもって設置場所を使用し、また、乙の設置する広告物を乙の責任と負担において適切に維持管理しなければならない。

2 乙は、乙が故意若しくは過失又は災害等により、甲又は第三者に損害を与えたときは、損害賠償の責を負うものとする。

3 第1項及び前項の規定は、契約終了後、広告物の撤去をするまでの間においても適用するものとする。

(甲の承諾を要する事項等)

第10条 乙は、広告物の種類若しくは内容を変更し、又は広告物を改造しようとするときは、速やかに別紙様式2を甲に提出し、甲は、団地管理上支障がないと認めた場合はこれを承認し、別紙様式3により乙に通知するものとする。

(禁止事項)

第11条 乙は、名目のいかんを問わず、この契約に基づく権利の全部又は一部を第三者に使用させ、譲渡し、又は担保に供してはならない。

2 甲は、乙が前条の規定にかかわらず甲の承認なく広告物の種類若しくは内容を変更し、又は広告物を改造した場合において、団地管理上の観点から当該広告物の掲出中止又は原状回復を申し入れたときは、乙は直ちにこれに従うものとする。

(甲に対する通知)

第12条 乙は、次の各号に該当する事由が生じたときは、直ちにその旨を甲に書面で通知しなければならない。

- 一 甲若しくは第三者の財産又は乙の設置した広告物等が損傷したとき。
- 二 広告物の掲出工事を開始できないことが明らかになったとき。
- 三 次条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当するとき。

(契約の解除)

第13条 甲は乙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告によらないでこの契約を解除することができるものとする。

- 一 乙が広告物の掲出について所管行政庁等から許可の取消処分を受けたとき又は許可期間が満了し継続について許可されなかったとき。
- 二 乙が所管行政庁等から許可を受けることができず、第3条第1項に定める期間中に掲出工事を開始できなかったとき。
- 三 乙の事情によりこの契約の存続が不能になったとき。
- 四 乙が第11条第2項の規定により、甲が当該広告物の掲出中止等を申し入れたにもかかわらず、当該申入れに従わないとき。
- 五 掲出料の支払期日から1月を経過しても支払がないとき。

六 「UR賃貸住宅団地内における屋外広告物の掲出又は表示に係る取扱規約」
(以下「取扱規約」という。)第12条第2号から第5号までに掲げる事由が生じた場合において、甲がこの契約を継続することが困難であると認めたとき。

七 その他乙がこの契約に違反し、又はこの契約を継続し難い背信行為があったとき。

八 取扱規約に違反したとき。

2 甲又は乙の責めに帰さない理由により広告物が滅失したときは、この契約は解除されたものとする。

(甲又は乙からの申出による途中解約)

第14条 甲又は乙は、前条に定めるところによるほか、第2条に規定する契約期間満了前にこの契約を継続しがたい事由が生じた場合には、この契約の契約期間中の解除を書面により相手に申し出ることができる。

2 前項の規定による申出があった場合、当該申出のあった日の属する月の翌月末に、この契約は終了するものとする。

(広告物の撤去等)

第15条 乙は、第2条の規定による契約期間が満了し、又は前2条の規定によりこの契約が解除されたとき若しくはその他の事由によりこの契約が終了したときは、契約終了日から3か月以内に広告物を撤去し、原状に回復して、甲に返還しなければならない。この場合において、前条の規定によって甲からの申出により契約期間中にこの契約が解除されたときは、広告物の撤去及び原状回復に要する費用は甲が負担するものとする。

2 前項の規定により、乙が広告物を契約終了日から3か月以内に撤去しない場合は、乙は広告物の所有権を放棄したものとみなし、甲は乙に代わって原状回復することができるものとする。

3 前項の規定により、原状回復に要する費用には第6条第1項の保証金を充当するが、原状回復費用が当該保証金を上回る場合は、甲は乙に原状回復費用から保証金を差し引いた金額を請求できるものとする。なお、原状回復費用が保証金を下回る場合でも甲は乙に保証金を返還しない。(ただし、前条の規定によって甲からの申出により契約期間中に解除されたときを除く。)

(広告物の移設等)

第16条 甲は、甲の都合により広告物の移設が必要となったときは、乙に対し移設の申出をすることができるものとする。

2 前項の規定による申出があったときは、移設先及び移設後の掲出料について、当事者間にて協議するものとする。

3 前項の規定による協議が調った場合において、甲が指定する移設先に広告物を移設するときには、広告物の移設に要する費用は甲が負担するものとする。

(裁判管轄)

第 17 条 この契約に関して、甲乙間に権利義務の争いがあるときは、〇〇地方裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。

(定めのない事項)

第 18 条 この契約に定めのない事項については、当事者協議の上、決定するものとする。

この契約締結の証として契約書 2 通を作成し、甲乙これに署名捺印し、各自 1 通を保有する

令和 年 月 日

甲 住所 〇〇市〇〇区〇〇〇丁目〇番〇号
氏名 独立行政法人都市再生機構〇〇支社
支社長 〇〇 〇〇 印

乙 住所
氏名
印

別紙 1

配置図を添付（任意様式）

別紙 2

広告物の仕様を添付（任意様式）

別紙 3

屋外広告物を掲出するにあたり、各公共団体の許可または各公共団体への届出若しくは登録等の手続きが必要な場合は、当該手続きが完了した旨が分かる書類の写しを添付（任意様式）

屋 外 広 告 物 自 己 点 検 報 告 書

屋外広告物の掲出に関する契約書第 8 条の規定により、屋外広告物の点検結果及び異常があった場合の改善の概要を下記のとおり報告します。

年 月 日

独立行政法人都市再生機構〇〇支社
支社長 〇〇 〇〇 殿

住 所
氏 名
電 話 ()

〔 法人にあつては、事務所の所
在 地、名称及び代表者の氏名 〕

下記の点検結果は、事実と相違ありません。

記

1 屋外広告物の概要

(1) 掲出場所	
(2) 設置年月日	年 月 日

2 点検結果

点 検 項 目	異常の有・無 (該当するものを○ で囲むこと)	改 善 の 概 要
(1) 取付け(支持)部分の変形又は腐食	有 ・ 無	
(2) 主要部材の変形又は腐食	有 ・ 無	
(3) ボルト、ビス等のさび	有 ・ 無	
(4) 表示面の汚染、変色又ははく離	有 ・ 無	
(5) 表 示 面 の 破 損	有 ・ 無	
(6) その他特に点検した箇所	有 ・ 無	

令和 年 月 日

屋外広告物掲出変更届出書

独立行政法人都市再生機構

〇〇支社長 殿

申込者 住所
氏名又は名称

掲出内容			
種類 ¹		寸法 ²	
		重量	
掲出場所			
掲出期間 ³	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで		
広告主	住所	電話 ()	
	氏名又は名称		
添付書類 ^{4・5}	・ 広告図案書 ・ 法令による広告物の設置についての許可書 (写)		
備考			

注 1 種類には、例えば「立看板」「広告幕」等の種別を記入して下さい。

2 寸法は、メートル法で記入して下さい。

3 掲出期間の開始は、屋外広告物の掲出工事開始 (予定) 日を記入して下さい。

4 広告掲出の依頼元と締結した契約書の写しを添付していただく場合があります。

5 広告図案書を添付して下さい。

令和 年 月 日

屋外広告物変更承諾書

殿

独立行政法人都市再生機構〇〇支社
支社長

令和 年 月 日付をもって貴社から申込みのありました屋外広告物の変更については、下記のとおり承諾します。

記

変更工事期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで		
変更内容		重量	トン
事前連絡先			
備考			

注 工事2週間前までに、事前連絡先まで連絡をお願い致します。

令和 年 月 日

屋外広告物掲出変更届出書

独立行政法人都市再生機構

〇〇支社長 殿

申込者 住所
氏名又は名称

掲出内容			
種類 ¹	寸法 ²		
	重量		
掲出場所			
掲出期間 ³	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで		
広告主	住所	電話 ()	
	氏名又は名称		
添付書類 ^{4・5}	・法令による広告物の設置についての許可書 (写)		
備考			

- 注 1 種類には、例えば「立看板」「広告幕」等の種別を記入して下さい。
- 2 寸法は、メートル法で記入して下さい。
- 3 掲出期間の開始は、屋外広告物の掲出工事開始 (予定) 日を記入して下さい。
- 4 広告掲出の依頼元と締結した契約書の写しを添付していただく場合がございます。
- 5 広告図案書を添付して下さい。

令和 年 月 日

屋外広告物変更承諾書

殿

独立行政法人都市再生機構〇〇支社
支社長

令和 年 月 日付をもって貴社から申込みのありました屋外広告物の変更に
ついては、下記のとおり承諾します。

記

変更工事期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで		
変更内容		重量	トン
事前連絡先			
備考			

注 工事2週間前までに、事前連絡先まで連絡をお願い致します。

別紙 12

令和 年 月 日

屋外広告物の掲出追加提案書（第〇回）

独立行政法人都市再生機構
〇〇支社長 殿

指定広告代理店
住所
氏名又は名称

私は「UR賃貸住宅団地内における屋外広告物の掲出又は表示に係る取扱規
約」の記載事項を承諾の上、別紙1及び2のとおり屋外広告物の掲出を追加提
案しますので、審査くださるようお願いいたします。

以 上

別紙1 掲出場所の提案書

番号	
住所	
団地名	
<p>◎掲出場所、広告の種類、寸法及び重量等</p> <p>掲出場所を具体的に記載するか、掲出場所の写真を貼付し、場所が特定できるように記載して下さい。また、広告の種類（立看板・広告幕等）、寸法及び重量等の記載をお願い致します。</p>	
<p>※掲出場所ごとの周辺の取引事例を添付してください。</p>	

別紙2 掲出内容の提案書

掲出内容			
種類 ¹		寸法 ²	
		重量	
掲出場所			
掲出期間 ³	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで		
広告主	住所	電話 ()	
	氏名又は名称		
添付書類 ^{4・5}			
備考			

注 1 種類には、例えば「立看板」「広告幕」等の種別を記入して下さい。

2 寸法は、メートル法で記入して下さい。

3 掲出期間の開始は、屋外広告物の掲出工事開始（予定）日を記入して下さい。

4 広告掲出の依頼元と締結した契約書の写しを添付していただく場合があります。

5 広告図案書を添付して下さい。

屋 外 広 告 物 自 己 点 検 報 告 書

屋外広告物の掲出に関する契約書第 8 条の規定により、屋外広告物の点検結果及び異常があった場合の改善の概要を下記のとおり報告します。

年 月 日

独立行政法人都市再生機構〇〇支社

支社長 〇〇 〇〇 殿

住 所

氏 名

電 話 ()

(法人にあつては、事務所の所
在 地、名称及び代表者の氏名)

下記の点検結果は、事実と相違ありません。

記

1 屋外広告物の概要

(1) 掲出場所	
(2) 設置年月日	年 月 日

2 点検結果及び改善の概要

点 検 項 目	異常の有・無 (該当するものを○ で囲むこと)	改 善 の 概 要 (異常があった場合)
(1) 取付け(支持)部分の変形又は腐食	有 ・ 無	
(2) 主要部材の変形又は腐食	有 ・ 無	
(3) ボルト、ビス等のさび	有 ・ 無	
(4) 表示面の汚染、変色又ははく離	有 ・ 無	
(5) 表 示 面 の 破 損	有 ・ 無	
(6) その他特に点検した箇所	有 ・ 無	